

【別紙】 委託先の個人情報保護体制について

所在国	中華人民共和国																
所在国の個人情報保護制度	制度の有無	包括的な法令として、以下の法令が存在する。 ● 中華人民共和国個人情報保護法（中华人民共和国个人信息保护法）（以下「個人情報保護法」という。） -URL https://www.lawinfochina.com/display.aspx?lib=law&id=36358 -施行状況 2021 年 11 月 1 日施行 -対象機関 公的部門（地方人民政府を含む。）及び民間部門 -対象情報 電子その他の方法により記録される、既に識別され、又は識別可能な自然人 に関する各種情報（匿名化処理後の情報を除く。）															
	制度についての指標となり得る情報	EU の十分性認定 1：なし APEC の CBPR システム 2：なし															
	OECD プライバシーガイドラインに対応する事業者等の義務又は本人の権利	OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 <table><tr><td>① 収集制限の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td>② データ内容の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td>③ 目的明確化の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td>④ 利用制限の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td>⑤ 安全保護の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td>⑥ 公開の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td>⑦ 個人参加の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td>⑧ 責任の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr></table>	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。	⑧ 責任の原則
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。																
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。																
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																
④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。																
⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。																
⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。																
⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。																
⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。																

	その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	● 個人情報保護法、中華人民共和国サイバーセキュリティ法（中华人民共和国网络安全法）（以下「サイバーセキュリティ法」という。）及び中華人民共和国データセキュリティ法（中华人民共和国数据安全法）（以下「データセキュリティ法」という。）に、個人情報の域内保存義務に係る制度（個人情報の域外移転を制約することにより実質的に域内保存義務を課す制度を含む。）が存在する。 ● これらの法令においては、域外への情報の移転に際して、当局による安全評価に合格することが要件とされている場合があり、事業者が本人からの開示請求に十分に対応できないおそれがある。なお、これらの法令に基づく域内保存義務は、外国の事業者からの移転により取得した個人情報には適用されない場合がある。 ● 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの (1) サイバーセキュリティ法 ・ ネットワーク運営者に対し、公安機関や国家安全機関による国の安全の維持・保護及び犯罪捜査に係る活動に対する技術的支援及び協力を義務付け。 ・ 同法に基づく民間事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。 ① アクセスの実施に関する制限及び手続 ・ 法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施 ② アクセスの実施に関する独立した機関からの承認・取得された情報の取扱いの制限・安全管理・アクセスの実施に関する透明性の確保 (2) データセキュリティ法 ・ 関係する組織又は個人に対し、公安機関や国家安全機関が、国の安全の維持・保護又は犯罪を捜査する必要により行うデータの取り調べに対する協力を義務付け。
--	-------------------------------------	---

		・ 同法に基づく事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下 の点に関する規定が存在しない。 ① アクセスの実施に関する制限 ② 法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達 4 成に必要な範囲でのアクセス実施 ③ アクセスの実施に関する透明性の確保 (3) 中華人民共和国国家情報法（中华人民共和国国家情报法） ・ 関係する機関・組織・国民に対し、国家安全機関、公安機関の情報部門及び軍の情報部門が行う国家情報活動に対して必要な支持・援助・協力行うことを義務付け。 ・ 同法に基づく事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下 の点に関する規定が存在しない。 ① アクセスの実施に関する制限及び手続 ② 法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施 ③ アクセスの実施に関する独立した機関からの承認 ④ 取得された情報の取扱いの制限・安全管理 ⑤ アクセスの実施に関する透明性の確保	
委託先の個人情報保護体制	OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を講じている。		